

資料5 新規格（JIS Q 14001：2015）への移行方法 - EMS の場合

1. 主な変更点（新たに追加された要求事項を含む）

（1）組織及びその状況の理解（規格要求番号：4.1項）

組織に影響を与える外部及び内部の課題を決定し、組織に影響を与える環境状態を含める。

（2）利害関係者のニーズ及び期待の理解（4.2）

利害関係者の、関連するニーズ及び期待のうち、組織の順守義務となるものを決定する。

（3）環境マネジメントシステムの適用範囲の決定（4.3）

順守義務、管理し影響を及ぼす組織の権限及び能力などを考慮すること。又、その適用範囲の中にある組織の全ての活動、製品及びサービスを含むこと。利害関係者が入手可能とする。

（4）リーダーシップ及びコミットメント（5.1）

環境マネジメントシステムの有効性に説明責任を負うこと。

（5）環境方針（5.2）

組織の状況に関連するその他の固有なコミットメントを含み、環境保護に対するコミットメントを含むこと。

（6）リスク及び機会への取り組み（6.1）、一般（6.1.1）

環境側面（6.1.2）、順守義務（6.1.3）、並びに4.1及び4.2で特定したその他の課題及び要求事項に関連する、リスク及び機会を決定すること。

外部の環境状態が組織に影響を与える可能性を含め、望ましくない影響を防止又は低減する。

環境影響を与える可能性のあるものを含め、潜在的な緊急事態を決定する。

（7）環境側面（6.1.2）

非通常の状況及び合理的に予見できる緊急事態を考慮すること。組織の種々階層及び機能に、著しい環境側面を伝達すること。著しい環境側面を決定するために用いた基準を文書化のこと。

（8）取組の計画策定（6.1.4）

著しい環境側面、順守義務及び、環境マネジメントシステムプロセス又は他の事業プロセスへの統合及び実施。

（9）環境目標を達成するための取組みの計画策定（6.2.2）

結果の評価方法は、測定可能な環境目標の達成に向けた進捗を監視するための指標を含むこと（9.1.1参照）。組織は、環境目標を達成するための取組みを組織の事業プロセスにどのように統合するかについて、考慮すること。

（10）コミュニケーション（7.4）、一般（7.4.1）

順守義務を考慮に入れること及び伝達される環境情報が、環境マネジメントシステムにおいて作成される情報と整合し、信頼性があることを確実にすること。

（11）内部コミュニケーション（7.4.2）

コミュニケーションプロセスが、組織の管理下で働く人々の継続的改善への寄与を可能にすることを確実にすること。

（12）外部コミュニケーション（7.4.3）

順守義務による要求に従うこと。

（13）運用の計画及び管理（8.1）

ライフサイクルの各段階を考慮して、製品又はサービスの設計及び開発プロセスにおいて環境上の要求事項が取り込まれていることを確実にすること。

製品又はサービスの調達に関する環境上の要求事項を決定する。

請負者を含む外部提供者に対して、関連する環境上の要求事項を伝達する。

製品及びサービスの輸送又は配送（提供）、使用、使用後の処理及び最終処分に伴う潜在的な著しい環境影響に関する情報を提供する必要性について考慮すること。

(14) 緊急事態への準備及び対応 (8.2)

緊急事態への準備及び対応についての関連する情報及び教育訓練を、組織の管理下で働く人々を含む関連する利害関係者に提供すること。

(15) パフォーマンス評価 (9.)、監視、測定、分析及び評価 (9.1) 一般 (9.1.1)

組織が環境パフォーマンスを評価するための基準及び適切な指標を決定すること。

組織は、コミュニケーションプロセスで特定したとおり、かつ、順守義務による要求に従って、関連する環境パフォーマンス情報について、内部と外部の双方のコミュニケーションを行なうこと。

(16) 順守評価 (9.1.2)

順守状況に関する知識及び理解を維持すること。

(17) マネジメントレビュー (9.3)

次の事項の変化を考慮すること（順守義務を含む、利害関係者のニーズ及び期待、著しい環境側面、リスク及び機会）

アウトプットには、次の事項を含むこと。

- ・環境マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることに関する結論。
- ・他の事業プロセスへの環境マネジメントシステムの統合を改善するための機会
- ・組織の戦略的な方向性に関する示唆

(18) 改善 (10) 一般 (10.1)

組織は、環境マネジメントシステムの意図した成果を達成するために、改善の機会を決定し、必要な取組みを行うこと。

2. 新規格への対応

(1) 新規格では、「環境マニュアル」の作成を要求しておらず、対応は組織に一任されております。従って、既存のマニュアルに新規要求事項及び変更点を追加するか、組織の事業プロセスに統合したマニュアルに改訂するか、新規要求事項及び変更点を盛り込んだ「新環境マニュアル」にするか、又は、新規要求事項及び変更点を、手順書及び基準書に落とし込むか などの方法が考えられます。

(2) これら諸案のいずれが適切かは、組織の方々とご相談させていただきます。

以上